

国立国会図書館請負工事監督技術基準

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 101 号)

改正 平成 24 年 3 月 30 日国図管 1203303 号

1 目的

この技術基準は、国立国会図書館請負工事監督検査事務処理要領（平成 14 年国図管第 100 号）8 に基づき国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 監 督 | 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。 |
| (2) | 監督職員 | 監督職員とは、総括監督員及び監督員をいう。 |
| (3) | 監督職員等 | 監督職員及び現場技術職員を総称していう。 |
| (4) | 請負者等 | 請負者等とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。 |
| (5) | 監督の方法 | 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、立会い、把握、検査、調整）を総称していう。 |
| | ア 指 示 | 監督職員が請負者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。 |
| | イ 承 諾 | 契約図書で明示した事項で、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。 |
| | ウ 協 議 | 契約図書の協議事項について、監督職員と請負者等が結論を得るために合議し、その経過及び結果を書面に残すことをいう。 |
| | エ 通 知 | 監督職員が請負者等に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 |
| | オ 受 理 | 契約図書に基づき請負者等の責任において監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 |
| | カ 把 握 | 監督職員等が、現場において、又は請負者等が提出若しくは提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について契約図書との整合を自ら認識しておくことをいう。 |
| | キ 立 会 い | 契約図書に示された項目について、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員等がその場に臨むことをいう。 |

ク 検 査

契約図書に規定された工事の施工の各段階で請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等から提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。

ケ 調 整

監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者等に対し指示することをいう。

3 監督の実施

監督職員等は、次の表の各項目について技術的に十分検討の上、監督を実施するものとする。

項 目	業 務 内 容
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	請負契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等並びに次の事項について把握する。 (ア) 技術者の適正な配置 (イ) 施工体制台帳の整備 (ウ) その他契約の履行上必要な事項
(2) 施工計画書の受理	請負者等から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画は承諾する。
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	(ア) 条件変更等の事実を発見したとき、又は請負者等から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等を伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ当該支出負担行為担当官等の承諾を受ける。 (イ) (ア)の調査結果を請負者等に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。
(5) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整を行う。

(6) 工程把握及び工事促進指示	請負者等からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。
(7) 工期変更協議の対象通知	契約書の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。
(8) 当該支出負担行為担当官等への報告 ア 工事の中止及び工期の延期の検討及び報告	(ア) 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、当該支出負担行為担当官等へ報告する。 (イ) 請負者から工期延期の申し出があった場合は、その理由を検討し、当該支出負担行為担当官等へ報告する。
イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	一般的損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、当該支出負担行為担当官等へ報告する。
ウ 天災その他の不可抗力による工事出来高部分等の損害の調査及び報告	(ア) 天災等の不可抗力により生じた工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を当該支出負担行為担当官等へ報告する。 (イ) 損害額の負担請求内容を審査し、当該支出負担行為担当官等へ報告する。
エ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、当該支出負担行為担当官等へ報告する。
オ 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、当該支出負担行為担当官等へ報告する。
カ 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、当該支出負担行為担当官等へ報告する。

<p>キ 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者、監理技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、当該支出負担行為担当官等への措置請求を行う。</p>
<p>ク 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>(ア) 契約書に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、当該支出負担行為担当官等に対して措置請求を行う。 (イ) 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し当該支出負担行為担当官等へ報告する。 (ウ) 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、当該支出負担行為担当官等へ報告する。</p>
<p>2 施工状況の検査等 (1) 事前調査等</p>	<p>次の事前調査業務を行う。 (ア) 請負者等が行う官公庁等への届出の把握 (イ) その他必要な事項</p>
<p>(2) 工事材料の検査等</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会いの上調合し若しくは調合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、立会い又は検査を行う。</p>
<p>(3) 工事施工の立会い</p>	<p>設計図書の規定に基づき、監督職員は立会いを行う。</p>
<p>(4) 工事施工の検査等</p>	<p>設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、検査を行う。</p>
<p>(5) 改善請求及び破壊による検査</p>	<p>(ア) 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改善の指示を行う。 (イ) 工事の施工が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>

(6) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格及び性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。
3 円滑な施工の確保	
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等の報告に対し必要な処置を行う。
(2) 関係機関との協議及び調整	工事に関して、関係機関との協議及び調整等における必要な措置を行う。
4 その他	
(1) 現場発生材の処置	工事現場における発生材については、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。
(2) 臨機の措置	災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者等に対し臨機の措置を求める。
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、当該工事の請負契約に係る支出負担行為担当官等に報告する。
(4) 工事完成検査等の立会い	原則として監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。
(5) 検査日の通知	工事検査に先立って請負者等に対して検査日を通知する。

附 則

この基準は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日国函管 1203303 号)

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。